

第153期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

場所

高松市亀井町5番地の1
当行本店（5階ホール）
末尾の「株主総会会場ご案内略図」を
ご参照ください。

目次

■ 第153期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	8
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	14
【添付書類】	
■ 事業報告	19
■ 計算書類等	50
■ 監査報告書	55
株主総会会場ご案内略図	

書面（郵送）または
インターネットによる



議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主さまへのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



いい出会い ふくらむ未来

百十四銀行

証券コード：8386

(証券コード 8386)
2022年6月7日

株 主 各 位

高松市亀井町5番地の1
株式会社 **百十四銀行**
取締役頭取 綾 田 裕 次 郎

第153期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第153期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（2頁～4頁）に沿って、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時	2022年6月29日（水曜日） 午前10時
2. 場所	高松市亀井町5番地の1 当行本店（5階ホール）
3. 目的事項	● 報告事項 1. 第153期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 2. 第153期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会 の連結計算書類監査結果報告の件 ● 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法があります。

株主総会にご出席されない場合の議決権行使

■ 郵送



行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

■ インターネット（スマートフォン・タブレット端末・パソコン）



行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時受付分まで

当行指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は、次頁をご覧ください。

機関投資家の皆さまへ：「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会にご出席される場合の議決権行使



開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時 開会
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

開催場所 当行本店（5階ホール）高松市亀井町5番地の1

会場の詳細は、巻末をご覧ください。

● 次の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」 ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

● 代理人により議決権を行使される場合は、代理人は株主さまご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は当行の議決権を行使しうる他の株主さま1名とさせていただきます。

● 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類について、修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。

当行ホームページ <https://www.114bank.co.jp/>



インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

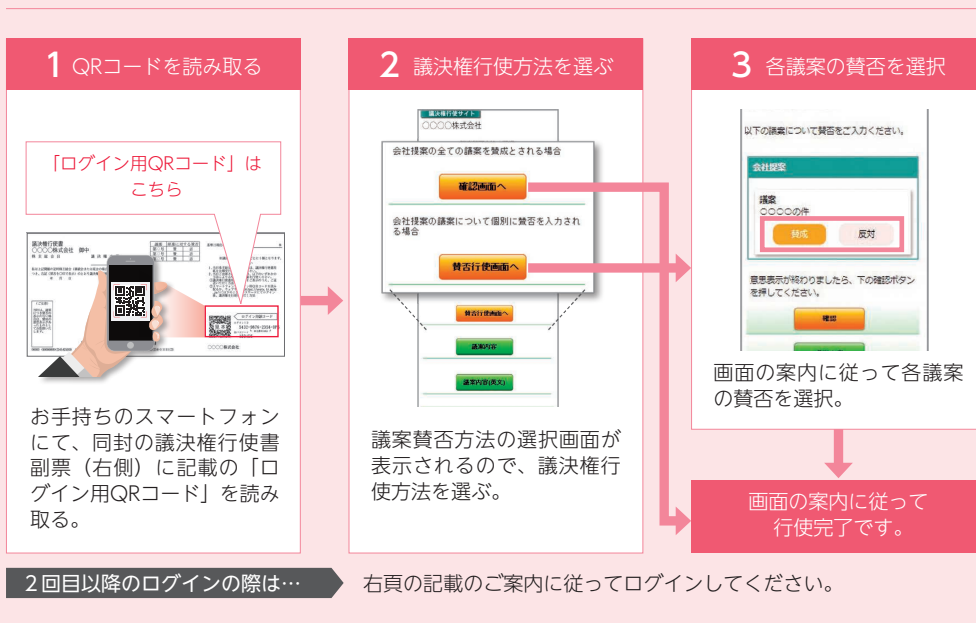
2022年6月28日（火）
午後5時受付分まで



「QRコード行使」による方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



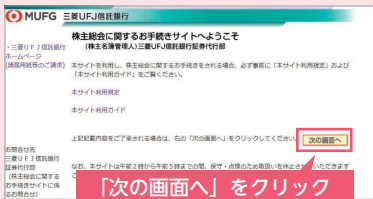
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、「議決権行使についてのご案内」（2頁）に記載のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。



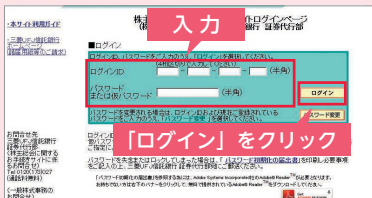
「議決権行使ウェブサイト」による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



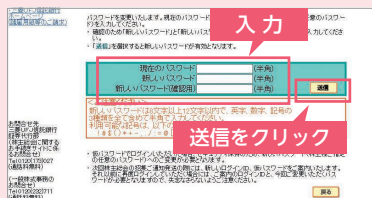
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



送信をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



■ 議決権行使方法について

- 毎日午前2時から5時まで取扱いを休止します。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- 書面(議決権行使書)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱っていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(ヘルプデスク)

0120-173-027

(通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆さまへの安定的な利益還元を配慮しつつ、内部留保の充実度合い、利益の状況および経営環境等を総合的に考慮したうえで配当を実施する方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,183,230,560円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 5,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新 設></p>	<p><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	<p>② <u>当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<新 設>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名				現在の当行における地位等	取締役会出席状況	
1	あや綾	だ田	ゆうじろう	裕次郎	再任	取締役頭取 (代表取締役)	12/12回 (100%)
2	か香	がわ川	りょうへい	亮平	再任	取締役副頭取兼 C C O (代表取締役)	12/12回 (100%)
3	おお大	やま山	きいちろう	揮一郎	再任	取締役専務執行役員 (代表取締役)	12/12回 (100%)
4	とよ豊	しま嶋	まさかず	正和	再任	取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
5	くろ黒	かわ川	ひろゆき	裕之	再任	取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
6	かな金	もと本	ひであき	英明	再任	取締役常務執行役員	9/9回 (100%)
7	た多	だ田	かずひと	和仁	新任	常務執行役員	—
8	もり森	まさ	し	史	新任	常務執行役員	—

1. 各取締役候補者は、独立役員である社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員である社外取締役で構成する「指名・報酬等ガバナンス協議会」の審議・答申を経て、取締役会において決定いたしました。
2. C C O(Chief Compliance Officer)はコンプライアンス最高責任者として当行のコンプライアンス全般を一元的に統括管理いたします。

候補者番号

1

あや だ ゆうじろう
綾 田 裕次郎

再任



生年月日

1959年5月10日生
(63歳)

取締役在任年数

7年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

51,566株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2016年4月	同 取締役専務執行役員
2006年3月	同 栗林支店長	2017年4月	同 取締役頭取 現在に至る
2008年4月	同 名古屋支店長		
2010年4月	同 営業統括部長		
2012年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長		
2014年4月	同 常務執行役員		
2015年6月	同 取締役常務執行役員		

担当

監査部

重要な兼職の状況

一般社団法人香川県銀行協会 会長

取締役候補者とした理由

綾田裕次郎氏は、営業統括部長、東京支店長等を歴任したのち、2015年6月より取締役常務執行役員、2016年4月より取締役専務執行役員、2017年4月より取締役頭取をつとめ、銀行経営全般に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。豊かな知識と経験、優れた判断力により当行の発展に貢献することができる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

か が わ りょう へい
香 川 亮 平

再任



生年月日

1958年11月21日生
(63歳)

取締役在任年数

8年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

5,077株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2021年4月	同 取締役副頭取兼CCO 現在に至る
2010年4月	同 経営企画部長		
2012年4月	同 執行役員神戸支店長		
2014年4月	同 常務執行役員		
2014年6月	同 取締役常務執行役員		
2016年4月	同 取締役専務執行役員		
2019年4月	同 取締役専務執行役員 兼CCO		

担当

コーポレートスタッフ部門統括
コンプライアンス統括部、秘書室

重要な兼職の状況

四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)

取締役候補者とした理由

香川亮平氏は、経営企画部長、神戸支店長等を歴任したのち、2014年6月より取締役常務執行役員、2016年4月より取締役専務執行役員、2021年4月より取締役副頭取をつとめ、現在はコーポレートスタッフ部門を統括しております。また、2019年4月以降は、CCO(コンプライアンス最高責任者)も兼ねており、その職務・職責を適切に果たしております。豊富な知識と経験、幅広い知見を活かし、当行の発展に貢献することができる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

おおやま きいちろう
大山 揮一郎

再任



生年月日

1959年6月25日生
(63歳)

取締役在任年数

5年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

3,753株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2017年6月	同 取締役常務執行役員
2007年7月	同 東京支店副支店長	2021年4月	同 取締役専務執行役員 現在に至る
2008年7月	同 本店営業部副部長		
2011年4月	同 広島支店長		
2013年4月	同 営業統括部副部長		
2014年4月	同 執行役員岡山支店長		
2017年4月	同 常務執行役員		

担当

市場・営業関連部門統括
営業戦略部、業務支援部

取締役候補者とした理由

大山揮一郎氏は、広島支店長、営業統括部副部長、岡山支店長等を歴任したのち、2017年6月より取締役常務執行役員、2021年4月より取締役専務執行役員をつとめております。現在は市場・営業関連部門を統括し、その職務・職責を適切に果たしております。営業面における豊富な知識と経験を活かし、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

とよしま まさかず
豊嶋 正和

再任



生年月日

1963年3月5日生
(59歳)

取締役在任年数

5年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

3,851株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2017年4月	同 常務執行役員
2011年10月	同 営業統括部副部長	2017年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2012年4月	同 融資部副部長		
2013年4月	同 経営企画部長		
2015年4月	同 執行役員経営企画部長		

担当

リスク統括部、事務統括部、事務集中部

取締役候補者とした理由

豊嶋正和氏は、営業統括部副部長、融資部副部長、経営企画部長等の本部各部の要職を歴任したのち、2017年6月より取締役常務執行役員をつとめております。現在はリスク統括部、事務統括部、事務集中部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。経営企画やIT分野等における専門的な知識や経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

くろ かわ ひろ ゆき
黒川 裕之

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2019年4月	同 常務執行役員
2009年1月	同 東京支店副支店長	2019年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2011年4月	同 福岡支店長		
2014年4月	同 融資部副部長	担当	
2016年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長	融資部	

生年月日

1962年5月31日生
(60歳)

取締役在任年数

3年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

3,300株

取締役会出席状況

12/12回(100%)

取締役候補者とした理由

黒川裕之氏は、福岡支店長、融資部副部長、東京支店長等を歴任したのち、2019年6月より取締役常務執行役員をつとめ、主に市場国際部を担当しました。現在は融資部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの豊かな知識と経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

6

かな もと ひで あき
金本 英明

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2021年4月	同 常務執行役員
2011年10月	同 姫路支店長	2021年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2014年4月	同 高松支店長		
2016年4月	同 人事部長	担当	
2018年4月	同 執行役員人事部長	コンサルティング部、地域創生部 リテール推進部	

生年月日

1962年12月11日生
(59歳)

取締役在任年数

1年(本総会終結時)

所有する当行の株式数

2,000株

取締役会出席状況

9/9回(100%)

取締役候補者とした理由

金本英明氏は、姫路支店長、高松支店長、人事部長を歴任したのち、2018年4月より執行役員、2021年6月より取締役常務執行役員をつとめております。現在はコンサルティング部、地域創生部、リテール推進部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの豊かな知識と経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

7

ただ かず ひと
多 田 和 仁

新任



生年月日

1968年2月25日生
(54歳)

取締役在任年数

—

所有する当行の株式数

900株

取締役会出席状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2021年4月	同 執行役員営業戦略部長
2015年4月	同 松山支店長	2022年4月	同 常務執行役員 現在に至る
2017年4月	同 神戸支店長		
2019年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長		

担当

市場国際部、総務部

取締役候補者とした理由

多田和仁氏は、松山支店長、神戸支店長、執行役員東京支店長等を歴任したのち、2021年4月より執行役員営業戦略部長、2022年4月より常務執行役員をつとめております。現在は市場国際部、総務部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの豊かな知識と経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

8

もり まさ し
森 匡 史

新任



生年月日

1966年11月27日生
(55歳)

取締役在任年数

—

所有する当行の株式数

600株

取締役会出席状況

—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2021年4月	同 執行役員経営企画部長
2013年10月	同 明石支店長	2022年4月	同 常務執行役員 現在に至る
2016年4月	同 融資部長補佐		
2018年4月	同 秘書室長		
2020年4月	同 営業戦略部長		

担当

経営企画部、人事部

取締役候補者とした理由

森匡史氏は、明石支店長、秘書室長、営業戦略部長等を歴任したのち、2021年4月より執行役員経営企画部長、2022年4月より常務執行役員をつとめております。現在は経営企画部、人事部を担当し、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの豊かな知識と経験を活かし、当行の発展に貢献できる人物であり、取締役会における意思決定および業務執行の監督機能強化が期待できると判断し、取締役候補者となりました。

- (注) 1.各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.当行は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年6月更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め銀行負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
また、保険契約に免責額および縮小填補の定めを設けており、被保険者に一定の負担を求める内容としております。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役井原理代氏は、2022年3月17日に逝去されました。つきましては、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当行定款の定めにより、前任者の任期満了の時となる2023年6月の定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出に際しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

こにし のり ゆき
小西 範 幸

新任 社外
独立役員



生年月日

1961年8月24日生
(60歳)

監査等委員である
取締役の在任年数

—

社外取締役在任年数

—

所有する当行の株式数

0株

重要な兼職の状況

青山学院大学副学長

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2004年4月	岡山大学経済学部教授兼法科大学院兼任教授	2018年4月	学校法人青山学院評議員 (現職)
2008年4月	岡山大学大学院社会文化科学研究科組織経営専攻長	2019年12月	青山学院大学副学長 (現職)
2009年4月	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授 (現職)	2020年4月	青山学院大学総合研究所長 (現職)
2012年4月	日本政策投資銀行設備投資研究所・客員主任研究員 (現職)	2021年10月	国際会計研究学会会長 (現職) 現在に至る
2016年4月	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科長		

社外取締役候補者とした理由および社外取締役として期待する役割の概要

小西範幸氏は、学識経験者として財務会計や地方創生等についての高い専門的知識を備えたうえで、青山学院大学副学長や国際会計研究学会会長等の要職をつとめ、人格、見識ともに優れております。当行は同氏の能力、経験を高く評価しており、監査等委員として、独立した立場から、経営監督機能を担うことができると判断しております。また、選任後の役割として、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたる大学教授として培った専門的知識や知見を活かし、当行の企業価値向上に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者に関する特記事項

小西範幸氏と当行の間には、一般預金者としての通常の銀行取引以外の取引関係はありません。なお、小西範幸氏が所属する青山学院大学と当行とは当事業年度において取引実績はありません。

- (注) 1.監査等委員である取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
- 2.小西範幸氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏につきましては、選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出する予定であります。
- 3.当行は、新任候補の小西範幸氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- 4.当行は以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め銀行負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
また、保険契約に免責額および縮小填補の定めを設けており、被保険者に一定の負担を求める内容としております。

(ご参考)

当行における社外取締役の独立性に関する基準

本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ現在又は最近^(注1)において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

1. 主要な取引先^(注2)

- 1) 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人その他の団体（以下、「法人等」という。）である場合はその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者）。
- 2) 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

2. 専門家

- 1) 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。
- 2) 当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する法人等に所属する者。

3. 寄付

当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を寄付として受けている者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

4. 主要株主

当行の主要株主（議決権比率が5%を超える株主）、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者（過去3年以内に主要株主又はその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者

次に掲げるいずれかの者（重要^(注3)な者）の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）。

- 1) 上記1. から4. に該当する者。
- 2) 当行又はそのグループ会社（銀行法の分類に基づく子会社及び子法人等）の取締役、監査役、執行役員、使用人。

注1：「最近」の定義

- ・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。

注2：「主要な取引先」の定義

- ・当行を主要な取引先とする者とは、当該者の年間連結総売上高に占める当行への売上高の割合が2%以上となる場合をいう。
- ・当行の主要な取引先とは、当行の年間連結粗利益に占める当該者との取引による粗利益の割合が2%以上となる取引を行っている場合をいう。

注3：「重要」な者の例

- ・各会社の役員、部長クラスの者。
- ・会計専門家、法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。

ご参考

株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

当行が取締役会の実効性向上を図るために定めた期待する分野において、各取締役が特に有する専門性と経験を示したものです。

（注）招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりになります。

<社内取締役（業務執行取締役および監査等委員）>

取締役氏名	期待する分野				
	経営管理	業務オペレーション	リスクマネジメント	ヒューマンリソース	IT/DX 戦略
綾田裕次郎 社内 男性	●	●	●		
香川 亮平 社内 男性	●		●	●	
大山揮一郎 社内 男性	●	●	●		
豊嶋 正和 社内 男性	●		●		●
黒川 裕之 社内 男性		●			
金本 英明 社内 男性		●		●	
多田 和仁 社内 男性	●	●			
森 匡史 社内 男性	●	●	●		
頼富 俊哉 社内 男性		●			
組橋 和浩 社内 男性	●		●		

（各スキルの選定理由等）

スキル名	選定理由
経営管理	事業環境が変化する中で持続的な成長・発展のためには経営に関する知見・経験が必要であるため。
業務オペレーション	地域の金融インフラを担うため、営業店や本部における業務運営に関する知見・経験が必要であるため。
リスクマネジメント	持続的な企業価値向上のためには、各種リスクに対する適切なリスク管理の知見・経験が必要であるため。
ヒューマンリソース	サステナビリティ経営のためには、人的資源活用に関する知見・経験が必要であるため。
IT/DX 戦略	デジタル技術を活用し価値創造を図るため、ITに関する知見やDXへの理解と推進が必要であるため。

（注）上記スキル・マトリックスは各取締役が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

<社外取締役（監査等委員）>

取締役氏名	期待する分野				
	企業経営	金融	財務・会計	法務	地方創生
伊藤 純一 社外 男性 独立役員	●	●	●		
山田 泰子 社外 女性 独立役員			●		●
早田 順幸 社外 男性 独立役員	●	●	●		
藤本 智子 社外 女性 独立役員				●	
小西 範幸 社外 男性 独立役員			●		●

(各スキルの選定理由等)

スキル名	選定理由
企業経営	事業環境が変化する中で持続的な成長・発展のためには経営に関する知見・経験が必要であるため。
金融	金融業界で事業価値拡大に資するためには、業界についての知見・経験が必要であるため。
財務・会計	財務戦略等に対する実効的な監査・監督を行うためには財務・会計分野における知見・経験が必要であるため。
法務	持続的な企業価値向上のためには、法務知識に基づく適切なリスクマネジメントや人権保護に関する知見・経験が必要であるため。
地方創生	経営理念であるお客さま・地域社会との共存共栄を実現するためには、地方創生に資する知見・経験が必要であるため。

(注) 上記スキル・マトリックスは各取締役が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

以上

1. 当行の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社9社の計10社*で構成され、香川県を中心とした広域瀬戸内圏を主要な営業基盤として、銀行業務等の金融サービス及び地域社会・お客さまに向けた各種コンサルティングサービスを提供しております。

※2022年3月31日付で1社（百十四財田代理店株式会社）を解散し、清算手続き中です。

② 金融経済環境

2021年度のわが国経済は、2020年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年となりました。但し、収束が見通せない中で1年延期となっていた東京オリンピックが開催されるなど、これまでのように単に経済・社会活動を停止するのではなく、新型コロナウイルス感染症との共生に向けた動きも始まりました。

事業者は、新型コロナウイルス感染症による直接的な影響に加えて、表面化した地政学的リスクの影響により、サプライチェーン停滞による部品・原材料の供給制約、燃料価格の高騰等、一部の業種を除いて収益の下押し要因が多くみられました。地元香川県においても、幅広い業種で厳しい経営環境が続いており、特に飲食業や宿泊業では、サービス消費の低迷により大きな影響を受けておりません。

③ 事業の経過及び成果

2021年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまへの資金繰り支援と、低迷する事業の正常化に向けた経営改善及び事業再生の支援を行ってまいりました。また、新型コロナウイルス感染症をきっかけとして加速している様々な環境変化に対応するための業態転換や販路開拓等、お客さまのアフターコロナに向けた成長・発展に資する取組みに注力いたしました。

＜サステナビリティ経営に向けた取組み＞

新型コロナウイルス感染症に加えて、地球温暖化を背景とした気候変動リスクなど、将来の不確実性を高める要素は、年々増加しております。当行は、これら地域を取り巻く様々な課題解決に取り組み、それを自らの成長につなげる「サステナビリティ経営」を実践しております。

環境 (Environment)

- ・気候変動リスクの低減に向けて、事業活動を通じて発生するCO2排出量の中長期的に削減し、政府が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に貢献することを目的に、CO2排出量の長期削減目標を設定しております。2020年度のCO2排出量削減実績は、環境に配慮した営業車両の導入や空調の適切な温度管理、再生可能エネルギーの利用等により、2013年度比46.9%の削減^{*1}となりました。

◇当行のCO2排出量の長期削減目標と実績 (Scope1、Scope2^{*2})

目標	【中間目標】 2030年度までに2013年度比50%削減 【最終目標】 2050年までにカーボンニュートラル実現
実績 (2020年度)	2013年度比46.9%削減 ^{*1}

※1 2021年度の削減実績については確定次第、当行ホームページに掲載いたします。

※2 Scope1：当行自身が燃料（ガソリン等）を燃焼等することにより直接的に発生するCO2排出量
Scope2：他社から供給された電気等を使用することにより間接的に発生するCO2排出量

社会 (Social)

- ・投融資を通じて地域やお客さまのサステナビリティ向上への取組みをサポートするため、サステナブルファイナンスの長期目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでおります。2021年度の取組み実績は、549億円（うち環境系204億円）となりました。

◇当行のサステナブルファイナンス投融資累計額の目標と実績

目標	【目標期間】 2021年度～2030年度の10年間 【目標金額】 投融資累計額 5,000億円 （うち環境系 2,000億円）
実績 (2021年度)	549億円（うち環境系204億円）

- ・研修の充実や、働きやすい職場づくりへの取組みを通じ、性別に依ることなく活躍できる職場環境の整備に取り組んでおります。この考えのもと、当行は全管理職に占める女性管理職の比率について目標設定をしております。2021年度時点における女性管理職の比率は25.1%と、2019年度に設定した目標値を上回りましたが、変化が激しい企業経営の時代において、イノベーションや新たな価値創造の源泉となる多様性の重要性は一層高まっていると認識しており、2022年度～2026年度の目標は、さらに5ポイント高い30%といたしました。また、男性職員の育児休業等取得促進のため、新たに育児目的休業・休暇取得率を80%以上とする目標を設定いたしました。

◇当行の女性管理職比率の目標と実績

目標期間	目標	実績
2019年度～2021年度	25.0%	25.1%
2022年度～2026年度	30.0%	—

◇当行の男性職員の育児目的休業・休暇取得率の目標と実績

目標	【目標期間】 2026年度まで 【目標数値】 80%以上
実績（2021年度）	54.6%

ガバナンス（Governance）

- ・取締役会の監督下に「サステナビリティ委員会」を設置し、お客さま・地域社会の持続可能性向上に向けた取組みを組織横断的に議論・協議することで、「サステナビリティ経営」の推進・強化を図っております。
- ・事業環境や経営戦略等に照らして取締役会が備えるべき専門性・スキルを特定し、全取締役が有するスキルを一覧化したスキル・マトリックスを、東京証券取引所宛提出する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にて開示しております。

<中期経営計画「トライ☆ミライ！」の進捗状況>

当行は、サステナビリティ経営のもと、長期的思考に基づき地域社会・お客さまの持続的な成長・発展に寄与する方針及び戦略を盛り込んだ中期経営計画を制定・公表しております。

2020年4月にスタートさせた中期経営計画「トライ☆ミライ！」では、当行がめざすべき姿として『お客さま・地域の未来を共創する総合コンサルティング・グループ』を掲げております。これを実現するため、3つの重点戦略「総合コンサルティング・グループへの転換」「市場価値の高い人材の育成」「未来につなげる構造改革」を遂行してまいりました。

〔中期経営計画の概略〕

名称	ト ラ イ ☆ ミ ラ イ ！
(期間) 2020年4月 ～2023年3月	～ステークホルダーが笑顔で過ごせる持続可能な未来の共創に挑む～
基本方針	<p>地域の社会環境が厳しさを増すなか、持続可能な社会の実現に向けて、百十四グループは、金融の枠を超えた「地域のプラットフォーム」となり、お客さま及び地元香川が抱える課題を解決することで、様々なステークホルダーが笑顔で過ごせる未来の共創に挑んでまいります。</p> <p>お客さま・地域との共通価値創造 お客さま・地域の価値創造への取組みが当行の信頼向上及び成長につながるよう、深度ある対話を通じたお客さま本位のコンサルティングを実践いたします。</p> <p>競争優位性の確立 一層の業務効率化及び人材の育成・確保を進め、重点戦略の領域に、経営資源を戦略的に投入いたします。</p>
めざすべき姿	当行ならではの新たな価値提供を通じて、お客さま・地域の未来を共創する総合コンサルティング・グループ
重点戦略	1. 総合コンサルティング・グループへの転換 2. 市場価値の高い人材の育成 3. 未来につなげる構造改革

2021年度の各重点戦略の実施状況は次のとおりです。

重点戦略① 総合コンサルティング・グループへの転換

本戦略は、中期経営計画の主テーマとして、当行グループが金融の分野で培ってきた経験及びノウハウを金融以外の分野にも活用することで、地域社会・お客さまの様々な課題を解決へと導く「地域のプラットフォーマー」としての役割を果たすことをめざしております。

2021年度は、従来のサービスに加えて新たに地域医療の発展に貢献する「医療・介護有償コンサルティングサービス」や、お客さまのSDGsへの取り組みを後押しする「SDGs取組支援サービス」等のコンサルティングメニューの拡充に注力いたしました。

また、本部内に「PB（プライベート・バンキング）・事業承継チーム」を創設し、法人・個人一体で、資産運用や財産承継、事業承継等に専門的に対応するための体制整備を行いました。

さらに、瀬戸内の地場産業である海事産業の発展に貢献するため、新船・中古船の導入や、保有船のリプレース需要がある船主さまに対して資金面のサポートに積極的に取り組みました。

重点戦略② 市場価値の高い人材の育成

本戦略は、重点戦略①を実現するために必要な人材を育成・確保するためのものであり、多様な人材の登用・育成・採用等を進め、従業員の満足度向上と組織の活性化をめざしております。

2021年度は、将来の幹部候補の育成を目的に中堅行員を対象に行う「さぬき114道場」や、将来のマネジメント層を担う女性行員の育成を目的とした「さぬきなでしこ研修」等、行員の意識や主体性を高めるために研修の充実を図りました。

また、若手行員を中心に業務に対する意欲や成長を促し、組織へのエンゲージメント向上を図るための「1on1ミーティング」や、新たな組織風土醸成に向けた「ビジネスカジュアル」を段階的に導入する等、職場環境の改善に向けた施策に取り組んでおります。

重点戦略③ 未来につなげる構造改革

本戦略は、収益増強施策等により強固な経営基盤を構築し、「未来」のための戦略実行につなげることをめざしております。

2021年度は、本部主導で幅広い産業分野や事業者への資金供給を通じて成長を支援する「ストラクチャードファイナンス」の実績を積み上げ、本部の稼ぐ力を向上させてまいりました。また、各種コンサルティングメニューの拡充に合わせ、実質の作業負荷やお客さまへの貢献度合いに応じた適正な対価を手数料に設定することで、役務収益基盤の増強につなげております。

デジタル分野では、株式会社りそなホールディングスと戦略的業務提携を締結し、地域のお客さまの利便性向上及び接点強化を目的に、新たなバンキングアプリの共同開発に着手いたしました。

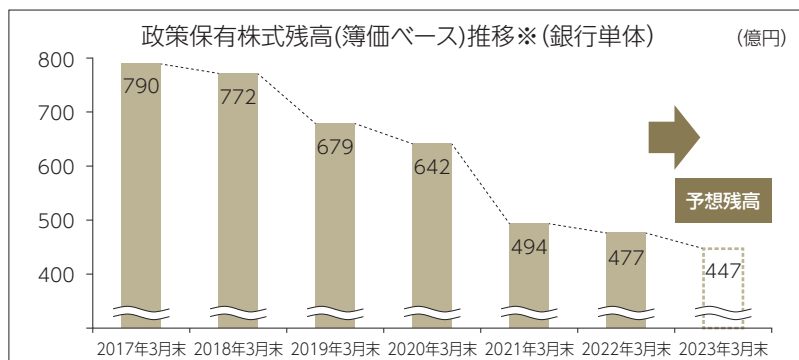
さらに、ローコスト経営の実践のために、店舗網の再編を進めております。再編にあたっては、お客さまの利便性維持との両立を意識し、被統合店を統合店内に移転する「店舗内店舗方式」を採用しております。また、統合店の跡地の一部には、個人のお客さまを対象に取扱い業務を限定した「クイックスクエア」を設置しております。以上の取組みの結果、当行の拠点数は、前期末比7拠点減少の98拠点となっております。

その他 政策保有株式の削減

当行の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のため、株式の政策保有については、価格変動リスクの抑制や資本効率性等の観点から、取引先企業との十分な対話を経たうえで、削減を進めることを基本方針としております。

この方針のもと、当行はお取引先との対話を通じて政策保有株式の削減を進めてまいりました。

政策保有株式残高の推移及び2023年3月末の予想残高は次のとおりとなっております。



(※) 子会社株式除く

<主要勘定等の動き>

以上の取組みの結果、当期における当行グループの主要勘定及び連結業績は、次のとおりとなりました。

【資産・負債】

総預金・預り資産 総預金は、個人、公共及び法人預金がいずれも増加したことにより、前期末比1,075億円増加し、4兆6,328億円となりました。預り資産は、金融商品仲介が減少しましたが、投資信託及び一時払保険の増加により、前期末比160億円増加して3,201億円となりました。

貸出金 公共向け貸出金が減少しましたが、法人向け及び個人向け貸出金の増加により、前期末比1,241億円増加し、3兆1,598億円となりました。

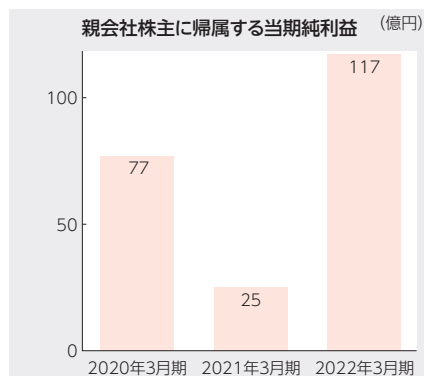
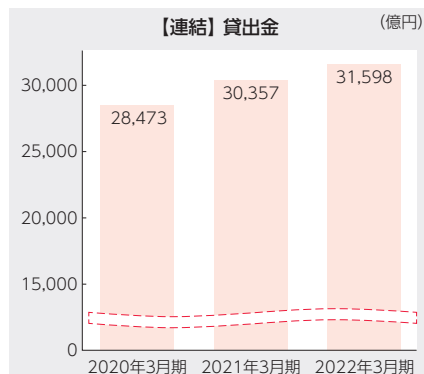
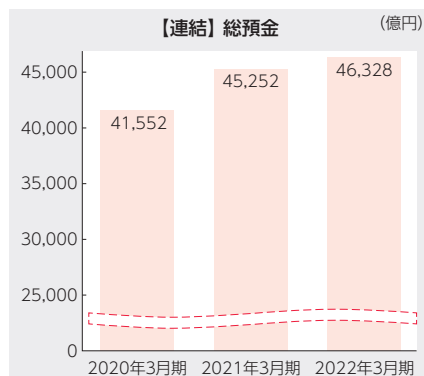
有価証券 その他の証券及び株式が減少しましたが、国内債券の増加により、前期末比19億円増加し、1兆2,748億円となりました。

【損益】

連結経常収益 外国為替売買益や国債等債券売却益の増加によるその他業務収益の増加などにより、前期比41億42百万円増加し、730億92百万円となりました。

連結経常費用 国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加しましたが、株式等償却の減少によるその他経常費用の減少や営業経費の減少などにより、前期比57億38百万円減少し、579億4百万円となりました。

連結経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益 以上の結果、経常利益は前期比98億79百万円増加し、151億87百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比91億37百万円増加し、117億2百万円となりました。



〔事業セグメント別の損益〕

・銀行業務

銀行業務におきましては、経常収益は外国為替売買益や国債等債券売却益の増加によるその他業務収益の増加などにより、前期比43億91百万円増加して639億48百万円となりました。また、経常費用は、前期比55億53百万円減少して501億66百万円となりました。この結果、経常利益は前期比99億44百万円増加して137億81百万円となりました。

・リース業務

リース業務におきましては、経常収益は前期比1億8百万円減少して83億55百万円となりました。また、経常費用は前期比1億19百万円減少して80億27百万円となりました。この結果、経常利益は前期比11百万円増加して3億27百万円となりました。

・その他業務

その他業務におきましては、経常収益は前期比1億43百万円減少して54億12百万円となりました。また、経常費用は前期比2億30百万円減少して37億69百万円となりました。この結果、経常利益は前期比88百万円増加して16億43百万円となりました。

〔自己資本比率〕

当期末の自己資本比率（国内基準）は、連結ベースでは前期末比0.01ポイント低下して9.34%、単体ベースでは前期末比0.02ポイント低下して8.86%となりました。国内基準行に求められる4%を大きく上回っており、健全性を維持しております。

④対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、低金利環境の長期化や異業種の参入による競争激化等を背景に一層厳しさを増しているほか、不安定な国際情勢のもとで顕在化する地政学的リスク、及びそれを発端とする金融市場におけるボラティリティの高まり等、従来 of 尺度では測りえない事象への備えに対する重要性が高まっております。

また、地域社会が直面する課題は、人口減少や少子高齢化の進展に加え、気候変動に起因する自然災害やデジタルイノベーション、SDGsをはじめとしたサステナビリティへの対応など、広範囲に亘っております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、事業者のビジネスモデルの在り方や個人の生活様式・価値観に大きな変化が生じております。

こうした中、当行は、創業よりお客さま・地域社会との間で築きあげてまいりました強固な関係、瀬戸内圏を中心とした広域のネットワークを最大限に活用し、お客さま・地域が直面する課題解決に取り組む必要があると認識しておりま

す。また、デジタル技術を活用し、従来型のプロセスを抜本的に見直すことで業務効率化を進め、生産性向上に向けた改革を実行していく必要があります。

2022年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症に適切に対応しつつ、地域全体の付加価値向上に向けたサステナビリティ経営を実践してまいります。具体的には、2022年4月に新設した「コンサルティング部」を中心に、お客さまの様々な経営課題の解決を、金融の枠を超えて支援し、お客さま・地域社会との共存共栄をこれまで以上に実践してまいります。また、現在開発中であるバンキングアプリの活用により利便性向上を図るほか、保有するデータの利活用を通じた高度なマーケティング分析により、お客さまのニーズに沿った提案につなげてまいります。さらに、本年度より取扱いを開始した住宅ローンにおけるLGBTの方々への対応をはじめ、サステナブルな社会に適合した商品・サービスを展開することで、誰もが安心・安全に過ごせる社会の実現に寄与してまいります。

なお、2022年3月26日から27日にかけて、当行オンラインシステムに障害が発生し、ATMやインターネットバンキング等で一時取引ができない状態となりました。当行は、即時に対策本部を設置のうえ対応いたしました。復旧までに時間を要したことで、お客さま、地域の皆さま、株主の皆さまには、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申しあげます。今後、本件発生についての原因究明と、それに基づいた再発防止につとめてまいります。また、近年リスクが高まっている自然災害、感染症まん延時等の緊急時においても、地域社会に必要な不可欠な金融サービスを継続できるよう、一層の業務継続体制強化に取り組んでまいります。

当行は、プライム市場上場企業として、高い倫理観とガバナンスのもと、継続的にコンプライアンス態勢の整備に取り組むとともに、お客さま・地域社会の発展を通じて当行自身も成長し、創出した利益を還元していくという好循環を通じて、ステークホルダーの皆さまが笑顔で過ごせる未来の実現をめざしてまいります。

◇中期経営計画（2020年度～2022年度）の経営目標、実績及び予想

項目		2022年度 (最終目標)	(1年目)	(2年目)	(3年目)
			2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (予想)
収益性	連結当期純利益 ^(注1)	60億円以上	25億円	117億円	80億円
健全性	連結自己資本比率	9.0%以上	9.35%	9.34%	9.25%
効率性	単体OHR ^(注2)	75%以下	76.76%	71.64%	71.5%

(注1) 連結当期純利益は「親会社株主に帰属する当期純利益」

(注2) 業務粗利益ベース

2 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	77,196	76,728	68,950	73,092
経常利益	10,430	11,982	5,308	15,187
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,584	7,715	2,565	11,702
包括利益	△4,376	△34,246	44,306	△5,504
純資産額	286,576	249,831	291,699	284,336
総資産	4,895,624	4,953,946	5,375,569	5,747,266

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	3,960,208	4,071,711	4,447,681	4,566,258
定期性預金	1,191,414	1,131,916	1,101,810	1,074,800
その他	2,768,794	2,939,794	3,345,870	3,491,457
貸出金	2,832,813	2,855,331	3,042,938	3,164,842
個人向け	588,904	578,897	570,620	579,435
中小企業向け	1,452,756	1,429,469	1,549,887	1,619,552
その他	791,153	846,965	922,431	965,855
商品有価証券	153	5	13	—
有価証券	1,048,456	1,261,484	1,274,579	1,276,457
国債	279,920	329,924	247,616	242,477
地方債	145,997	273,008	335,494	383,220
その他	622,538	658,550	691,468	650,759
総資産	4,877,554	4,934,898	5,355,913	5,727,529
内国為替取扱高	31,242,844	32,687,240	31,481,782	31,693,809
外国為替取扱高	11,253百万ドル	10,502百万ドル	8,292百万ドル	9,962百万ドル
経常利益	9,153	10,685	3,835	13,782
当期純利益	5,048	6,901	1,665	10,805
1株当たり当期純利益	171円 11銭	233円 80銭	56円 46銭	366円 41銭
信託財産	220	213	206	199
信託報酬	1,607 千円	1,612 千円	1,565 千円	1,517 千円

(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益につきましては、2018年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合しましたが、2018年度の期首に株式併合が行われたと仮定して算定しております。

3 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀行業務	リース業務	その他業務
使用人数	1,967人	51人	217人

(注) 使用人数は就業人員であります。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業務

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

香川県：本店、高松支店、丸亀支店など計93か店

香川県以外の四国地区：松山支店、高知支店、徳島支店など計10か店

関東、東海地区：東京支店、新宿支店、名古屋支店、計3か店

近畿地区：大阪支店、神戸支店、姫路支店など計9か店

中国、九州地区：岡山支店、広島支店、福岡支店など計16か店

(注) 財田代理店は、代理店から出張所へ変更しております。

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

(注) 百十四財田代理店株式会社は、2022年3月31日付で解散し、現在清算手続き中であり
あります。

ロ リース業務

百十四リース株式会社：高松本社

ハ その他業務

百十四総合保証株式会社：高松本社

株式会社百十四ディーシーカード：高松本社

株式会社百十四ジェーシービーカード：高松本社

百十四ビジネスサービス株式会社：高松本社

株式会社百十四システムサービス：高松本社

株式会社百十四人材センター：高松本社

日本橋不動産株式会社：高松本社

5 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	2,379
リース業務	107
その他業務	166
合計	2,653

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金額
銀行業務	三条事務センター 設備改修	238
合計	—	238

6 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
日本橋不動産株式会社	香川県高松市 亀井町5番地1	不動産の賃貸・管理、福利厚生	65百万円	100.00%	—
百十四ビジネスサービス株式会社	香川県高松市 亀井町7番地15	現金等の精算・整理、ATMの保守・管理	10百万円	100.00%	—
株式会社百十四人材センター	香川県高松市 塩屋町8番地1	労働者派遣事業・委託による受託業務	30百万円	100.00%	—
百十四財田代理店株式会社	香川県三豊市 財田町財田2223番地2	銀行業務の代理店業	10百万円	100.00%	—
株式会社百十四システムサービス	香川県高松市 亀井町7番地の15	電子計算機による情報処理受託業務	90百万円	60.00%	—
株式会社百十四ジェシーピーカード	香川県高松市 田町11番地5	クレジットカード業務、金銭貸付、信用保証業務	50百万円	60.00%	—
株式会社百十四ディーシーカード	香川県高松市 田町11番地5	クレジットカード業務、金銭貸付、信用保証業務	30百万円	50.00%	—
百十四総合保証株式会社	香川県高松市 塩屋町8番地1	信用保証業務	30百万円	42.86%	—
百十四リース株式会社	香川県高松市 亀井町5番地1	総合リース業	500百万円	38.24%	—

(注) 1.連結される子会社及び子法人等は、上記の重要な子会社等9社であります。

2.百十四財田代理店株式会社は、2022年3月31日付で解散し、現在清算手続き中であります。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細など各種データの授受のサービスなどを行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
7. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
8. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービスを行っております。
9. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
10. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

1 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
綾田 裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部 担当	一般社団法人香川県銀行協会 会長	—
香川 亮平	取締役副頭取兼CCO(代表取締役) コーポレートスタッフ部門統括、コンプライアンス統括部、秘書室 担当	四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)	—
大山 揮一郎	取締役専務執行役員(代表取締役) 市場・営業関連部門統括、営業戦略部、地域創生部、ソリューション推進部 担当		—
豊嶋 正和	取締役常務執行役員 経営企画部、事務統括部、事務集中部 担当		—
藤村 晶彦	取締役常務執行役員 融資部 担当		—
黒川 裕之	取締役常務執行役員 市場国際部 担当		—
穴田 和久	取締役常務執行役員 リスク統括部、総務部 担当		—
金本 英明	取締役常務執行役員 人事部、業務支援部 担当		—
頼富 俊哉	取締役(常勤監査等委員)		(注) 1
組橋 和浩	取締役(常勤監査等委員)		(注) 1
伊藤 純一	取締役(社外取締役)(監査等委員)	日本碍子株式会社 社外監査役	(注) 3、4
山田 泰子	取締役(社外取締役)(監査等委員)		(注) 3、4
早田 順幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社大気社 社外監査役	(注) 3、4
藤本 智子	取締役(社外取締役)(監査等委員)	藤本智子法律事務所 弁護士	(注) 3

- (注) 1.当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者による、執行部門からの日常的な報告聴取及び拠点の往査、並びに内部監査部門との緊密な連携を通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
- 2.当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。
- | | | | |
|------------|-------|------------|-----------|
| 取締役 | 西川 隆治 | 2021年6月29日 | 任期満了により退任 |
| 取締役(監査等委員) | 田村 忠彦 | 2021年6月29日 | 任期満了により退任 |
| 取締役(監査等委員) | 桑城 秀樹 | 2021年6月29日 | 任期満了により退任 |
| 取締役(監査等委員) | 井原 理代 | 2022年3月17日 | 逝去により退任 |
- 3.当行は、取締役伊藤純一氏、山田泰子氏、早田順幸氏及び藤本智子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4.伊藤純一氏は株式会社ニコンCFOとしての経験等を通じ、山田泰子氏は香川県会計管理者兼出納局長としての経験等を通じ、早田順幸氏は日本生命保険相互会社取締役としての経験等を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.当行は、執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当
白鳥 一雄	専務執行役員 本店営業部長
近藤 弘行	常務執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長
大平 正芳	常務執行役員 監査部長
小槌 和志	執行役員
澁江 政興	執行役員 リスク統括部長
佐久間 達也	執行役員 事務統括部長
東原 隆啓	執行役員 丸亀支店長 兼 丸亀東支店長
永田 光輝	執行役員 岡山支店長
菅 弘	執行役員 今治支店長
多田 和仁	執行役員 営業戦略部長
井上 富晴	執行役員 観音寺支店長 兼 観音寺南支店長 兼 大野原支店長
對馬 敬生	執行役員 大阪支店長
大島 雄一	執行役員 融資部長
森 匡史	執行役員 経営企画部長

(ご参考) 2022年4月1日付で取締役及び執行役員の地位及び担当の異動がありました。
その結果、会社役員及び取締役を兼務していない執行役員の状況は以下のとおりであります。

会社役員の状態

(2022年4月1日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
綾田 裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部 担当	一般社団法人香川県銀行協会 会長
香川 亮平	取締役副頭取兼CCO(代表取締役) コーポレートスタッフ部門統括、コンプライアンス統括部、秘書室 担当	四国電力株式会社 社外取締役 (監査等委員)
大山 揮一郎	取締役専務執行役員(代表取締役) 市場・営業関連部門統括、営業戦略部、業務支援部 担当	
豊嶋 正和	取締役常務執行役員 リスク統括部、事務統括部、事務集中部 担当	
黒川 裕之	取締役常務執行役員 融資部 担当	
金本 英明	取締役常務執行役員 コンサルティング部、地域創生部、リテール推進部 担当	
藤村 晶彦	取締役	
穴田 和久	取締役	
頼富 俊哉	取締役(常勤監査等委員)	
組橋 和浩	取締役(常勤監査等委員)	
伊藤 純一	取締役(社外取締役)(監査等委員)	日本碍子株式会社 社外監査役
山田 泰子	取締役(社外取締役)(監査等委員)	
早田 順幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 株式会社大気社 社外監査役
藤本 智子	取締役(社外取締役)(監査等委員)	藤本智子法律事務所 弁護士

取締役を兼務していない執行役員の状況

(2022年4月1日現在)

氏名	地位及び担当
白鳥 一雄	専務執行役員 本店営業部長
近藤 弘行	常務執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長
大平 正芳	常務執行役員 監査部長
多田 和仁	常務執行役員 総務部、市場国際部 担当
森 匡史	常務執行役員 経営企画部、人事部 担当
小槌 和志	執行役員
澁江 政興	執行役員 リスク統括部長
佐久間 達也	執行役員 事務統括部長
東原 隆啓	執行役員 丸亀支店長 兼 丸亀東支店長
永田 光輝	執行役員 営業戦略部長
菅 弘	執行役員 今治支店長
井上 富晴	執行役員 観音寺支店長 兼 観音寺南支店長 兼 大野原支店長
對馬 敬生	執行役員 大阪支店長
大島 雄一	執行役員 経営企画部長
増田 博志	執行役員 岡山支店長 兼 清輝橋支店長

2 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりであります。

- ・ 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬」、「賞与」及び「業績連動型株式報酬（役員報酬B I P 信託）」を主な構成要素とする。
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、取締役会において、各取締役が担う役割、責任及び成果に応じた適切かつ公正な体系のもと決定する。
- ・ 役位別、個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等における「基本報酬」、「賞与」、「業績連動型株式報酬」の割合は、各取締役に企業価値向上へのインセンティブが働くよう配慮して決定する。
- ・ 「基本報酬」については、経営環境や経営状況を踏まえ、取締役会において役位別支給額を定め、毎月支給する。
- ・ 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の客観性及び透明性を高めるため、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、互選により選出された独立社外取締役が委員長を務める「指名・報酬等ガバナンス協議会」（以下「協議会」という。）に諮問し、「協議会」は以下に定める事項につき審議のうえ取締役会に答申する。
 - (1) 役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の算定方法の妥当性
 - (2) 役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の基本報酬、賞与、業績連動型株式報酬の構成割合の妥当性
 - (3) 役位別・個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の妥当性
 - (4) 取締役の報酬制度全般に関する適切性
 - (5) その他
- ・ 取締役会は答申の内容を尊重するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等が全体としてバランスが取れたものであることに留意し決定を行う。
- ・ 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等についての意見を述べることができる。

個人別の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に当たっては、「協議会」が決定方針に基づき上記のような多角的な検討を行い答申しており、取締役会もその答申を尊重していることから報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、経営に対する独立性を重視するため、職責が反映された基本報酬のみとし、報酬額は監査等委員である取締役の協議により決定しております。

② 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めに関する事項

当行の取締役の報酬等の総額は、2017年6月29日開催の第148期定時株主総会において以下のとおり決議されております。

i. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内とする。

（当該総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名）

ii. 監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とする。

（当該総会後の監査等委員である取締役は6名）

iii. 上記報酬等の上限額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入する。当行が拠出する金銭の上限は、連続する3事業年度を対象として合計300百万円であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に交付等が行われる株式の総数は、3事業年度で上限6.6万株（2018年10月1日株式併合後）とする。

（当該総会後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名）

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

「賞与」については、単年度の業績に対する取締役の責任を明確にするため、あらかじめ取締役会で親会社株主に帰属する当期純利益（以下「連結当期純利益」という。）の達成状況により0%～130%の比率で変動する役員別支給額を定めております。個人別の「賞与」額は、業績の確定後、役員別支給額に各取締役の通年評価等を加味して取締役会で決定し年1回支給しております。

・「賞与」に係る指標の目標及び実績

「賞与」に係る指標としている連結当期純利益は117億円の実績を計上しております。なお、2022年2月4日に公表した2022年3月期の連結当期純利益の予想値は105億円でした。

⑤ 非金銭報酬等の内容

「業績連動型株式報酬」については、中長期的な業績と報酬等との連動性を明確にするため、あらかじめ取締役会で中期経営計画を踏まえた連結当期純利益等の業績目標の達成状況により0%～150%の比率で変動する役員別ポイントの算定方法を決定しております。ポイントは毎年付与し、取締役在任中の累積ポイントに基づき、原則として取締役退任後に株式及び株式を一部現金化して支給しております。

- ・「業績連動型株式報酬」に係る指標の目標及び実績

「業績連動型株式報酬」に係る主な指標としている連結当期純利益は117億円の実績を計上しております。

なお、2022年2月4日に公表した2022年3月期の連結当期純利益の予想値は105億円でした。

また、中期経営計画における連結当期純利益の目標は60億円以上（最終年度である2022年度目標）であります。

⑥ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	
			金銭報酬		非金銭報酬
			基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬
取締役（監査等委員を除く）	9人	270	172	57	40
取締役（監査等委員）	9人	78	78	—	—
計	18人	348	251	57	40

(注) 1. 「支給人数」及び「報酬等」の額には、2021年6月29日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって退任した3名及び2022年3月17日付で退任した1名を含めておりません。

2. 当行の使用人を兼ねている会社役員は該当ありません。

3 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
取締役（監査等委員）伊 藤 純 一	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
取締役（監査等委員）山 田 泰 子	
取締役（監査等委員）早 田 順 幸	
取締役（監査等委員）藤 本 智 子	

(注) 取締役（監査等委員）井原理代氏につきましては退任までの間、責任限定契約を締結しておりました。

4 補償契約

該当事項はありません。

5 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行の取締役	<p>イ.被保険者の実質的な保険等負担割合 保険料は特約部分も含め銀行負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。</p> <p>ロ.填補の対象となる保険事故の概要 特約部分も合わせ、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。</p> <p>ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。</p> <p>ハ.役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置 保険契約に免責額及び縮小填補の定めを設けており、被保険者に一定の負担を求める内容としております。</p>

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
取締役（監査等委員）伊藤純一	日本碍子株式会社 社外監査役（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。）
取締役（監査等委員）早田順幸	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。） 株式会社大気社 社外監査役（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。）
取締役（監査等委員）藤本智子	藤本智子法律事務所 弁護士（当行と同事務所との関係で記載すべき事項はありません。）

(注) 取締役（監査等委員）井原理代氏につきましては退任までの間、香川大学 名誉教授、高松大学 経営学部客員教授を兼職しておりました。当行と同法人との関係で記載すべき事項はありません。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役（監査等委員）伊藤純一	5年 10か月	取締役会 12回開催のうち 12回出席 監査等委員会 13回開催のうち 13回出席	伊藤氏は、金融機関等の経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、特に、収益管理やリスク管理等の観点から当行経営に資する積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）山田泰子	2年 10か月	取締役会 12回開催のうち 12回出席 監査等委員会 13回開催のうち 13回出席	山田氏は、公職を歴任した豊富な経験と専門的な知見に基づき、特に、地方創生への取組みや顧客サービス及びダイバーシティの観点から積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）早田順幸	2年 10か月	取締役会 12回開催のうち 12回出席 監査等委員会 13回開催のうち 13回出席	早田氏は、金融機関等の経営者としての豊富な経験と高い識見に基づき、また、現役の企業経営者としての知見を活かし、特に、経営改革や企業風土改革の観点から積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）藤本智子	0年 10か月	取締役会 9回開催のうち 9回出席 監査等委員会 9回開催のうち 9回出席	藤本氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見に基づき、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点から積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(注) 1.取締役（監査等委員）井原理代氏は、退任するまでに開催された取締役会11回のうち9回、監査等委員会12回のうち10回に出席し、学識者としての豊富な経験と専門的な知見に基づき積極的な発言を行うなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしておりました。なお、退任までの在任期間は6年10か月であります。

2.取締役（監査等委員）藤本智子氏につきましては、2021年6月29日就任後の状況を記載しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
取締役（監査等委員）	6人	39	—
報酬等の合計	6人	39	—

4 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数 99,300千株

発行済株式の総数 30,000千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数 22,084名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,986千株	10.09%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,872	6.32
百十四銀行従業員持株会	641	2.16
日本ハム株式会社	632	2.13
日本生命保険相互会社	629	2.12
太平洋セメント株式会社	595	2.01
明治安田生命保険相互会社	569	1.92
難波ホールディングス株式会社	556	1.87
住友生命保険相互会社	500	1.69
株式会社タダノ	438	1.48

- (注) 1.持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(419千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3.日本ハム株式会社の持株数等のうち500千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。
 4.太平洋セメント株式会社の持株数等のうち595千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。

4 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)	
		普通株式	5,480株
取締役(監査等委員を除く)	1人		

5. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 長尾 礎樹 指定有限責任社員 川口 輝朗	91	(注)1、3

- (注) 1.監査等委員会は、会計監査人の監査計画日数・配員計画等から見積もられた報酬額について、会計監査の職務遂行状況及び監査等委員会の定める「会計監査人評価基準」に基づき報酬見積りの相当性等を確認した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2.当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の「当該事業年度に係る報酬等」には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- 3.報酬等には公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払うべき報酬等が含まれております。なお、非監査業務の内容は「基礎的内部格付手法への移行に関わる業務委託」「CVA導入に向けたコンサルティング」等であります。
- 4.当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に、当行・子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は95百万円であります。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 補償契約

該当事項はありません。

4 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行は、経営理念に基づき、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を得るため、内部統制システムの整備に係る基本方針を以下のとおり定め、業務の健全性・適切性を確保する態勢を整備しております。

1 業務の適正を確保するための体制

① 法令等遵守態勢

(取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

- ・「百十四銀行 行動指針」、 「百十四銀行倫理規定」、及び「コンプライアンス規定」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。
- ・当行のコンプライアンスの最高責任者であるCCOの統括管理のもと、コンプライアンス統括部においてコンプライアンスに関して一元的に管理・指導を行います。また、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会において組織横断的な議論を行い、体制の整備・高度化を図ることでコンプライアンスを浸透させ、信頼される企業基盤の確立につなげます。
- ・内部監査部門である監査部は、コンプライアンスの状況について監査を実施します。
- ・コンプライアンスに関する各種相談を受付ける内部通報窓口「『ほっと』ダイヤル」をはじめ、情報の提供及び収集手段を整備・運営します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と当行及びグループ全体をあげて対決し、同勢力からの不当要求を断固として拒絶するとともに関係遮断を徹底します。
- ・「マネー・ローダリング等防止ポリシー」のもと、マネー・ローダリング等防止態勢を整備し、当行が犯罪資金の経路として利用されることを防止します。

② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- ・「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、適切に保存及び管理(廃棄を含む)するものとし、取締役が、これらの文書等を閲覧できる体制を構築します。

③ リスク管理態勢

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ・「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義したうえで、それぞれの管理部署を定め、適切なリスク管理を行います。
- ・リスクの適切な管理に必要な牽制機能が発揮される組織体制及び規定類を整備し、役割と責任を明確にしたコントロール活動を通じて、各種リスクを統合的に評価、モニタリングし継続的に管理することを、リスク管理の基本方針とします。
- ・人材の育成や教育・研修活動を通じてリスク管理を重視する風土の醸成に取り組みます。
- ・リスク統括部において当行全体のリスクを網羅的・総括的に把握・管理するとともに、頭取を委員長とするリスク管理委員会において組織横断的な議論を行い、各種リスクの管理状況に対する認識を深め、リスクを正確に把握し、その成果をリスク管理体制の整備・高度化に反映させることにより、経営の健全性と透明性の向上をめざします。
- ・緊急時の基本原則、対応態勢の重要事項を定めた緊急時対策規定等を整備し、緊急事態発生時において適切に対応します。
- ・内部監査部門である監査部は、リスク管理の状況について監査を実施します。

④ 取締役の効率的な職務執行態勢

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・取締役会において取締役の職務分担を定めるとともに、「内規」、「職務権限規定」により各部室の職務分掌及び職務権限を明確に規定することにより、職務執行の効率性を確保します。
- ・経営目標を明確に設定し、目標達成に必要な戦略及び管理指標を定め、その進捗状況及び評価を定期的に取り締役に確実に伝達する体制を構築する等、取締役の職務執行が効率的に行われるための改善を継続的に行います。

⑤ グループ経営管理態勢

(当行及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・子会社等は、「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義し、適切なリスク管理を行います。
- ・子会社等は、「倫理規定」、「コンプライアンスマニュアル（コンプライアンス規定）」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- ・「百十四グループ会社運営管理基準書」に従い、当行と子会社等がお客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるよう、その機能の強化につとめます。

- ・ 当行と子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備します。
- ・ 当行と子会社等は、保有する反社会的勢力の情報を共有し、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断を徹底します。
- ・ 当行と子会社等で締結した「監査に関する協定書」に基づき、監査部が業務運営態勢、法令等遵守態勢等を監査項目としてリスクベース監査を実施し、内部統制のモニタリングを行い、企業集団における業務の適正の確保を図ります。
- ・ 子会社等はその機能・役割に応じ、当行の関連各部室と連携をとって業務を進めて行くこととし、経営企画部がこれらを組織横断的に統括し管理します。

⑥ 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

(監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

- ・ 監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を置き、専属の使用人を配置します。専属の使用人の考課及び異動等については監査等委員会の意見を尊重します。
- ・ 専属の使用人は、監査等委員会の指示のもと、必要な調査権限及び情報収集権限をもって、その責務を遂行し、監査業務を補助します。

⑦ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

(取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の監査費用の処理に係る方針に関する事項、並びに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- ・ 取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を速やかに報告する体制を整備します。
- ・ 監査等委員会へ報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ・ 報告の対象範囲及び方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、代表取締役と監査等委員の協議により決定する方法によります。

-
- ・ 監査等委員の職務執行について生じる費用については、予算を設けております。また、有事における監査費用等の予算外の費用については、所定の手続を経て前払または償還するものとします。
 - ・ 監査等委員に対し、経営執行会議及び委員会に出席し意見を述べる機会を提供するほか、委員会の下部機関である各部会にオブザーバーとして参加する機会も提供し、役職員と業務執行に関し議論・意見交換を行う場を創出します。
 - ・ 監査等委員と代表取締役は、定期的に意見交換会を開催します。
 - ・ 内部監査部門は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力する等、連携の強化・充実につとめます。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 法令等遵守態勢

- ・ 「百十四銀行 行動指針」、「百十四銀行倫理規定」、「コンプライアンス規定」等に基づき研修及び臨店指導などのコンプライアンス教育を実施することで、コンプライアンス意識の醸成・浸透を図っております。
- ・ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて管理方法等の見直しを行っております。また、当行のコンプライアンスの最高責任者であるCCOの統括管理のもと、コンプライアンス統括部によりコンプライアンスに関する一元的な管理・指導を行う体制を整備しております。
- ・ 内部通報窓口「『ほっと』ダイヤル」をはじめ、職員向けアンケートの実施、コンプライアンス統括部によるコンプライアンス臨店の強化など、職員から様々な情報を収集する手段の整備・拡充に取り組んでおります。
- ・ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」等に基づき、暴力団排除条項の適用及び反社会的勢力に関するデータの収集・整備強化により、関係遮断及び排除の実施を進めております。
- ・ マネー・ローンダリング等の防止については、「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」のもと、為替取引のモニタリング及び取引開始時のフィルタリング強化等、防止対策の実効性向上に取り組んでおります。
- ・ 「セキュリティポリシー（情報資産保護基本方針規定）」のもと、当行の保有する情報資産を適切に保護し管理する態勢を構築しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

- ・「文書管理規定」に基づき、経営執行会議等の議事録及びその他の文書等の保存・管理を実施し、取締役が必要に応じて速やかに閲覧できる管理態勢を構築しております。

③ リスク管理態勢

- ・「リスク管理基本規定」に基づき、リスク管理の総合方針及びリスク別管理方針を見直し、各種施策を策定・実施することで、リスク管理の高度化を進めております。
- ・リスク管理における所管部署の役割と責任を規定等で明確化するとともに、定期的な教育・研修で、リスク管理を重視する風土の醸成を図っております。
- ・リスク管理委員会及び収益管理委員会は、各種リスクの状況や、リスク・リターンの分析結果等について定期的に報告を受け、必要に応じてリスク管理方法等の見直しを行っております。
- ・感染症や自然災害、システム障害等、当行の業務継続が脅かされる緊急事態において、速やかに業務を再開するための業務継続体制を整備しております。
- ・2022年3月に当行で発生したオンラインシステム障害に関し、「総合対策本部」及び「システム障害対策本部」を設置のうえ対応いたしました。ただし、復旧までに相応の時間を費やし、影響が長時間・広範囲に及んだことを踏まえ、外部委託先の管理を含めた行内の更なる態勢整備につとめてまいります。

④ 取締役の効率的な職務執行態勢

- ・執行役員制度及び監査等委員会の機能活用等により、取締役会の業務執行と監督機能の分離等を進め、経営の意思決定の迅速化を図っております。
- ・中期経営計画の戦略施策の遂行状況及び管理指標の進捗状況について、収益管理委員会（月次）並びに取締役会（四半期）へ報告のうえ、不芳な項目については課題を抽出し対策を講じております。

⑤ グループ経営管理態勢

- ・各子会社は、「リスク管理基本規定」に基づき、管理対象となるリスクを定義し管理方針を定める等、リスク管理の高度化に取り組んでおります。
- ・各子会社は「倫理規定」及び「コンプライアンスマニュアル（コンプライアンス規定）」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- ・財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」等に基づき当行グループの内部統制管理体制を構築・運営するとともに、財務報告の効率化と堅確化に取り組んでおります。

-
- ・ 当行及び各子会社の方針、経営戦略、規制・法令対応等について情報共有することで、お客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるようつとめております。
 - ・ 子会社において「反社会的勢力との関係遮断対応要領」に基づき、銀行保有のデータベースで定期的にスクリーニングする等、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

⑥ 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

- ・ 監査等委員会直属である監査等委員会室に監査業務の補助に足る能力・経験等を有する専属のスタッフを配置しております。
- ・ 監査等委員会室スタッフは、監査等委員会の指示のもと必要な調査、及び情報収集を行い、監査業務を補助しております。

⑦ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

- ・ 取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を適宜報告しております。また、必要に応じて報告体制の見直しを行っております。
- ・ 経営執行会議及び各種委員会等への参加又は議案書の閲覧を通じて、監査等委員が業務執行に関して意見を述べることのできる体制を整備しております。
- ・ 常勤監査等委員と代表取締役は「役員情報交換会」、社外監査等委員と業務執行取締役は「フリートークセッション」、社外監査等委員とCCOは「CCOとの情報交換会」を定期的で開催し、情報・意見交換を実施しております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11. その他

該当事項はありません。

第153期末貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,115,873	預金	4,566,258
現金	39,127	当座預金	288,865
預け金	1,076,745	普通預金	2,875,940
コールローン	9,730	貯蓄預金	93,069
買入金銭債権	28,445	通知預金	20,044
有価証券	1,276,457	定期預金	1,074,800
国債	242,477	その他の預金	213,538
地方債	383,220	譲渡性預金	82,076
社債	218,511	コールマネー	23,254
株式	119,109	債券貸借取引受入担保金	12,696
その他の証券	313,138	借入金	689,342
貸出金	3,164,842	借入金	689,342
割引手形	12,781	外国為替	321
手形貸付	75,234	売渡外国為替	190
証書貸付	2,633,022	未払外国為替	131
当座貸越	443,804	その他負債	48,539
外国為替	6,236	未決済為替借	114
外国他店預け	4,928	未払法人税等	232
買入外国為替	67	未払費用	2,619
取立外国為替	1,239	前受収益	1,017
その他資産	71,730	従業員預り金	3,586
未決済為替貸	144	金融派生商品	12,410
前払費用	200	金融商品等受入担保金	1,334
未収収益	3,334	リース債務	930
金融派生商品	14,071	資産除去債務	219
金融商品等差入担保金	36,710	その他の負債	26,072
その他の資産	17,268	役員賞与引当金	57
有形固定資産	33,716	睡眠預金払戻損失引当金	125
建物	6,632	偶発損失引当金	107
土地	24,512	株式報酬引当金	147
リース資産	896	繰延税金負債	6,740
その他の有形固定資産	1,675	再評価に係る繰延税金負債	5,077
無形固定資産	3,400	支払承諾	22,881
ソフトウェア	2,999	負債の部合計	5,457,625
その他の無形固定資産	400	純資産の部	
前払年金費用	10,200	資本金	37,322
支払承諾見返	22,881	資本剰余金	24,920
貸倒引当金	△15,985	資本準備金	24,920
		利益剰余金	173,550
		利益準備金	12,402
		その他利益剰余金	161,148
		固定資産圧縮積立金	273
		別途積立金	148,661
		繰越利益剰余金	12,213
		自己株式	△2,030
		株主資本合計	233,763
		その他有価証券評価差額金	25,579
		繰延ヘッジ損益	2,611
		土地再評価差額金	7,927
		評価・換算差額等合計	36,118
		新株予約権	21
		純資産の部合計	269,903
資産の部合計	5,727,529	負債及び純資産の部合計	5,727,529

第153期損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		63,947
資金運用収益	41,338	
貸出金利息	26,444	
有価証券利息配当金	13,440	
コールローン利息	0	
預け金利息	975	
その他の受入利息	477	
信託報酬	1	
役務取引等収益	10,838	
受入為替手数料	3,075	
その他の役務収益	7,763	
その他業務収益	7,361	
外国為替売買益	3,063	
商品有価証券売買益	7	
国債等債券売却益	2,972	
金融派生商品収益	1,317	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	4,407	
償却債権取立益	1,271	
株式等売却益	2,308	
その他の経常収益	826	
経常費用		50,165
資金調達費用	1,515	
預金利息	508	
譲渡性預金利息	16	
コールマネー利息	94	
債券貸借取引支払利息	67	
借用金利息	125	
金利スワップ支払利息	630	
その他の支払利息	72	
役務取引等費用	3,755	
支払為替手数料	513	
その他の役務費用	3,242	
その他業務費用	7,931	
国債等債券売却損	7,928	
国債等債券償却	3	
営業経費	33,348	
その他経常費用	3,613	
貸倒引当金繰入額	846	
貸出金償却	1,877	
株式等売却損	692	
株式等償却	1	
その他の経常費用	196	
経常利益		13,782

次頁へ続く

		(単位：百万円)	
科目	金額		
特別利益			0
固定資産処分益	0		
特別損失			195
固定資産処分損	122		
減損損失	72		
税引前当期純利益			13,587
法人税、住民税及び事業税	1,167		
法人税等調整額	1,613		
法人税等合計			2,781
当期純利益			10,805

第153期末連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,115,997	預金	4,558,239
コールローン及び買入手形	9,730	譲渡性預金	74,576
買入金銭債権	28,445	コールマネー及び売渡手形	23,254
有価証券	1,274,877	債券貸借取引受入担保金	12,696
貸出金	3,159,889	借入金	700,615
外国為替	6,236	外国為替	321
リース債権及びリース投資資産	21,265	その他負債	58,400
その他資産	75,424	役員賞与引当金	57
有形固定資産	37,134	退職給付に係る負債	208
建物	8,949	役員退職慰労引当金	39
土地	25,088	睡眠預金払戻損失引当金	125
その他の有形固定資産	3,096	偶発損失引当金	107
無形固定資産	4,654	株式報酬引当金	147
ソフトウェア	3,139	繰延税金負債	6,180
その他の無形固定資産	1,514	再評価に係る繰延税金負債	5,077
退職給付に係る資産	8,276	支払承諾	22,881
繰延税金資産	737	負債の部合計	5,462,929
支払承諾見返	22,881	純資産の部	
貸倒引当金	△18,285	資本金	37,322
		資本剰余金	30,486
		利益剰余金	183,444
		自己株式	△2,030
		株主資本合計	249,223
		その他有価証券評価差額金	25,891
		繰延ヘッジ損益	2,611
		土地再評価差額金	7,927
		退職給付に係る調整累計額	△1,339
		その他の包括利益累計額合計	35,091
		新株予約権	21
資産の部合計	5,747,266	純資産の部合計	284,336
		負債及び純資産の部合計	5,747,266

第153期連結損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		73,092
資金運用収益	41,136	
貸出金利息	26,513	
有価証券利息配当金	13,167	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	975	
その他の受入利息	479	
信託報酬	1	
役務取引等収益	12,190	
その他業務収益	7,361	
その他経常収益	12,402	
償却債権取立益	1,271	
その他の経常収益	11,130	
経常費用		57,904
資金調達費用	1,508	
預金利息	508	
譲渡性預金利息	16	
コールマネー利息及び売渡手形利息	94	
債券貸借取引支払利息	67	
借用金利息	160	
その他の支払利息	661	
役務取引等費用	3,052	
その他業務費用	7,931	
営業経費	35,204	
その他経常費用	10,207	
貸倒引当金繰入額	1,146	
その他の経常費用	9,060	
経常利益		15,187
特別利益		55
固定資産処分益	55	
特別損失		204
固定資産処分損	131	
減損損失	72	
税金等調整前当期純利益		15,039
法人税、住民税及び事業税	1,705	
法人税等調整額	1,631	
法人税等合計		3,336
当期純利益		11,702
親会社株主に帰属する当期純利益		11,702

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社 百十四銀行
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長尾 礎 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口 輝 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百十四銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

株式会社 百 十 四 銀 行
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 尾 礎 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 輝 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百十四銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百十四銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第153期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

株式会社 百十四銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	頼 富 俊 哉	印
常勤監査等委員	組 橋 和 浩	印
監査等委員	伊 藤 純 一	印
監査等委員	山 田 泰 子	印
監査等委員	早 田 順 幸	印
監査等委員	藤 本 智 子	印

(注)1.監査等委員 伊藤純一、山田泰子、早田順幸及び藤本智子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2.監査等委員 井原理代は、2022年3月17日逝去により退任いたしました。なお、監査等委員の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場

当行本店（5階ホール）高松市亀井町5番地の1



※当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

交
通

■ JR高松駅より（約12分）

ことでんバス「高松駅」→「県庁通り中央公園前」下車
徒歩約1分

■ ことでん瓦町駅より 徒歩約10分